

第 6 回

富里市農業委員會議事錄

令和 5 年 6 月 7 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大會議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第6回）

日 時 令和5年6月7日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

6 議案第5号 農業地利用集積計画の決定について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則	
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美惠子	
5番	相	川	克	義	6番	森	田	孝	子
7番	田	上	友	子	8番	藤	崎	芳	久

欠席（0名）

◎開会

議長 これより令和5年第6回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時25分)

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

関利之君、伊井義則君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。書類調査のため出席者はありません。代理人は権利者、義務者とも同一人です。申請地は浩養小学校から四区集会場へ向かい、交差点を右折した付近に位置します。申請地はよく管理され、違反等はありません。申請の理由は、権利者が法人として営農するため、義務者を個人から法人に移行するためです。面積は5筆16,811平方メートルです。境界は確定しており、進入路は確保されています。第三者の権利もありません。賃料は年27万円です。権利者の法人要件は満たしております。事業要件については、農作物の栽培、農産物の加工、貯蔵、販売及び輸出入、農園レストランの経営、体験農園及び貸農園の経営、農家民宿の経営等、その他10項目以上の事業記載がありました。構成員要件、議決要件も満たしており、業務執行要件は新規参入なので見込みですが、要件を満たしております。営農計画によると、作付け面積は170アール以上で予定作物は、大根、人参、ジャガイモ他、農機具等については、ビニールハウス3棟、トラクター4台、

管理機3台、軽トラック1台、トラック1台、事務所1棟、作業所1棟、倉庫1棟を借受けるとのことです。構成員は2人、雇用1人です。通作は隣接しているので問題はありません。

以上のことから、効率的に利用されると考えます。構成員は営農経験があり、事業計画書も提出されています。添付書類の不備もなく、現地調査の時に構成員の方に聞き取りし、確認した中で意欲も感じられ、指摘事項もありません。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 次に、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、転用1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、森田です。

概要は議案書のとおりです。申請地は、富里市役所から旧平方面に向かいローソン手前を右に入り約100メートルの左側に位置します。農地区分は第2種農地、千葉県農地転用関係事務指針P29⑤(a)に該当し、申請地の現況は農地で、違反もありません。転用用途は長屋住宅の建築。概要是、木造2階建て2棟で、12戸、駐車場13台の計画です。土地選定理由は建築が可能な地区で、入居者の需要が見込めるため、土地の有効利用を考え選定しました。

申請農地以外で使用可能な土地はなく、進入路の確保や隣接地との境界杭等もあります。農振除外は、平成10年6月10日全体見直し、除外済みです。資金の確保は、全額借り入れで、金融機関の融資証明が添付されており、見積総額より多いことを確認いたしました。過去に、転用許可状況はなく、第三者の権利もありません。工期は、許可後から令和6年3月31日の予定です。他法令の申請等の状況は、開発許可申請は令和5年5月18日に、道路法関連は令和5年4月13日に提出済みです。事業区域内に農地以外の土地はなく、転用面積は適当です。周辺地権者への説明はしております、意見はないとのことです。土砂等流出対策は、コンクリートブロック3段積み等をする。土砂搬入計画はなく、工事期間中の防災計画としては、敷地の周囲は仮囲いにより、ごみ等の飛散防止に努めます。車両の出入りには誘導員を設置し、歩行者や一般車両の安全を図ります。ガス、粉じん等の発生予定はありません。排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水は合併浄化槽を設置し、側溝へ流水します。日照、通風等による支障はありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断しました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員 はい、議長。

議長 関委員。

関委員 これは、事務局にお聞きしたいのですが、今の議案2号の議案書の施設概要欄に記載がないのですが、施設概要、施設の名称、建築面積、施工年月日、これはあえて記載していないのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい。議長。

すみません。ご指摘のとおり、長屋住宅、何棟、何平方メートル等の記載が必要です。記入が漏れておりました。申し訳ございません。

議長 関委員。

関委員 わかりました。

議長 他に、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、関です。

土地の表示、価格、権利者、義務者、施設の概要、所有権移転事由は議案記載のとおりです。申請地は、七栄のパチンコエヌワンの隣です。農地区分は第2種農地、市街化区域から約60メートル。事業の概要については、参考資料の配置図を参照してください。給排水について、上水は市営水道、排水は合併浄化槽5人槽、雨水は浸透井。資金の確保は金融機関から借入れます。開発行為申請は令和5年5月19日。農振除外は平成10年6月10日全体見直し。第2種農地であり、周辺の開発状況を考慮し、許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、使用貸借権設定1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、使用貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、伊井です。

概要は議案書のとおりです。権利者、義務者の関係は親子です。申請地は、クリーンセンター通りを弁当屋ケチャップに向かい、約50メートル行った左側です。選定理由として、現在、権利者は兼業農家として父の造園業の手伝いをしており、申請地の管理を任せられたため、そこに住宅を建て、造園用の植木物の管理をしたいとのことです。隣接地との境界杭を設置しており、トラクターにより整備されていて、いつでも作付けできる状態です。進入路については市道に接しています。農振除外は、令和4年11月21日除外です。転用の用途は農家分家住宅です。工期は、許可後から令和6年3月31日を予定しています。都市計画法関連の開発許可申請は、令和5年5月24日に提出されています。上水は公営水道、雨水は宅地内浸透、排水は合併浄化槽で処理します。埋立ては行わず、整地のみです。土砂等流出対策は、工事で出た石等は別のところへ運搬し、隣接農地に入らないようにする。砂利の運搬は、車両から積み砂利が落下しないようシートで防御する。工事期間中の防災計画は、足場シートにより立入りを禁止し、近隣の住宅や児童の通行の安全に十分注意する。隣接農地の所有者は1名で、事業の内容を説明し、理解を得ている。資金は頭金を自己資金で、残りは金融機関の融資証明を確認しました。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、使用貸借権設定2を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関 委 員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、使用貸借権設定2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、関です。

土地の表示、権利者、義務者、施設の概要、使用貸借権設定事由は議案記載のとおりです。申請地はパチンコ802の奥です。農地区分は第2種農地、市街化区域から約150メートルです。事業の概要については、参考資料の平面図を参照してください。給排水関係は、上水は市営水道、排水は合併浄化槽5人槽、雨水は浸透枠6か所。資金は自己資金と金融機関からの借入れです。農振除外は、令和5年3月31日一般管理です。農地区分は第2種農地であるため、許可相当と思われます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明いたします。この証明願いは、生産緑地に係る農業の主たる従業者が死亡や故障したことにより、市長にその生産緑地の買取りの申出をする場合に必要になります。この証明に関しましては、生産緑地法第10条に規定する「農業の主たる従業者」に該当するか否かについて、調査することとなっております。

内容は議案記載のとおりです。土地所有者は令和5年2月18日に死亡しており、相続予定である母は、高齢を理由に農業に従事できないとのことです。買取り申出の事由は、農業に従事することを不可能にさせる死亡という事象が、生じたためになります。

説明については以上になります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 農業地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第5号 農業地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、5月25日付にて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の8ページの、10年新規で、畑7筆、11,621平方メートルです。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎閉会

議長　以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時47分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員